

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは

県知事が指定した農地中間管理機構（群馬県農業公社）が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家（受け手）へ農地を貸し付ける制度です。

農地中間管理事業のしくみ

出し手 農地所有者

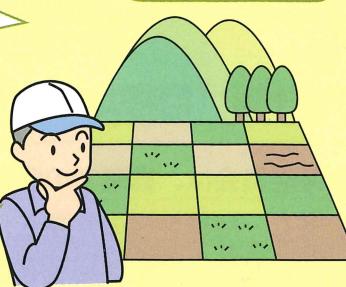


※市街化区域以外にある田・畠等が対象です。

高齢で農業をやめたいけれど、大切な農地を荒らすわけにはいかない。

相続した農地を誰かに貸したい。

受け手 借受者



地域内の農地を借りて規模を拡大したい。

バラバラな農地をまとめたい。

地域の話し合い（地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）の作成・見直し等）

マッチング

連携
協力
市町村、農業委員会、JA等

群馬県農業公社
農地中間管理機構

公社から
借受け

借りたい農地のある市町村、農業委員会に相談してください。

農地の貸し借りの手続きを行っています。

◆公社への貸付期間は原則10年以上です。（5年まで短縮可）

農地の借り入れ

出し手（農地所有者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社が借り入れます。

農地の貸し付け

受け手（借受ける者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社を通して貸し付けられます。

●農地の貸し借りにおいて出し手（地権者）や受け手（担い手農家）が行うべきこと

令和5年度より法律の一部改正が行われ、農地中間管理事業を活用するには地域計画を作成の上、地域計画に伴う農地の貸し借りの契約を農地中間管理機構が行います。

このため、地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）を作成するにあたり、出し手（地権者）と受け手（担い手農家）が積極的に地域計画策定のための協議の場に出席し、土地の貸出し希望や借受け希望等の意見をあげていくことが必要となります。

地域計画とは？地域計画の策定とは？

その地域の農業の将来の在り方等について、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区などによる協議の場を市町村は地域ごとに設け、その協議結果を踏まえて、その地域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を策定。

地域計画は、令和5年4月1日から2年以内（令和7年3月末まで）に策定。（基盤法18～20）

地域計画（目標地図）の作成とは？

農業委員会は、農業者の意向等の情報を勘案して、農地中間管理機構、JA、土地改良区等の関係者の協力を得て、目標地図の素案を作成し、市町村に提出。

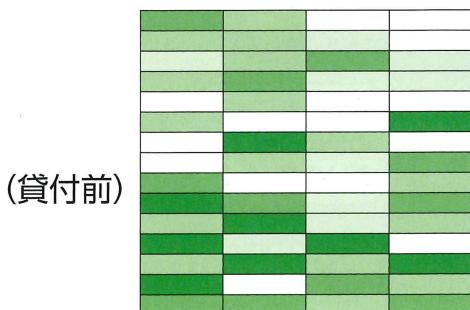
目標地図には農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めて表示。

【農地中間管理事業活用の効果】

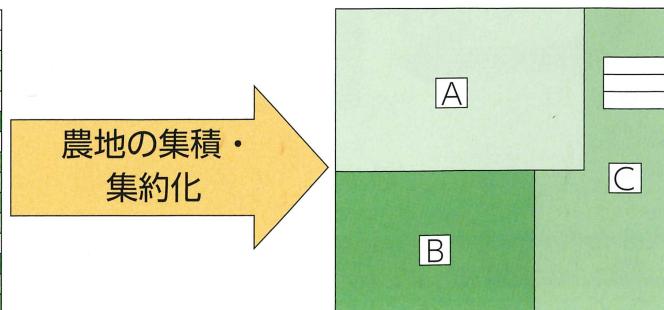
- 担い手への農地の集積と分散している農地の集約化
- 新規参入の促進
- 未活用農地の有効活用

集積・集約化のイメージ

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集積・集約化した農地利用



農地の集積・
集約化

農地の集積・集約化で農作業の効率化やコスト削減が可能、規模拡大による生産効率が上がる。

農地中間管理事業活用のメリット

農地を貸したい方（出し手）

- 公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。継続して貸付することもできます。
- 賃料が口座振込により確実に公社から支払われます。
- 一定の要件を満たせば「機構集積協力金」の交付対象になります。

農地を借りたい方（受け手）

- 長期に安定した農地の借入れができます。
- 賃料は、公社がまとめて出し手に支払うので事務が一本化できます。
- 農地の集約化により、経営の効率化につながります。
- 認定農業者であれば、スーパーL資金が5年間無利子になります。

機構集積協力金（令和6年度）

地域に対する支援

地域集積協力金

地域で公社にまとめた農地（地域全体の農地の2割超）を貸し付けた場合、その地域に対して協力金が交付されます。

集約化奨励金

農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金が交付されます。

機構集積協力金の要件・交付単価などは、県又は農地が所在する市町村にお問い合わせください。

農地中間管理事業で借り受ける農地

- 市街化区域以外にある田・畠等であること
- 農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認でき、
貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行って
いる賃料情報等から見て適切であること

※公社の借受期間は、原則として10年以上とします。

※原則として、公社が借り受けて、1年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返します。

